



2024年 6 月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ス モ ス イ ニ シ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 智 亮 大 朗
(コード番号 8844 スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 岡 村 さ ゆ り
経 営 管 理 本 部 本 部 長
(TEL. 03-5444-3210)

当社の執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年 7 月12日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 14,648株
(3) 処分価額	1 株につき 823 円
(4) 処分価額の総額	12,055,304円
(5) 割当予定先	当社執行役員 2 名 14,648株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を一部改定することを決議し、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本事業年度より新たに当社の執行役員に就任した 2 名（以下「対象執行役員」という。）に対し、本制度の目的、当社の業績、対象執行役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権を 12,055,304 円ひいては当社の普通株式 14,648 株（以下「本割当株式」という。）を処分すること（以下「本自己株式処分」という。）を決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象執行役員は、2024 年 7 月 12 日（払込期日）から下表記載の各期間（以下それぞれの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

	対象株式数	譲渡制限期間
2024 年度分	本割当株式数×1/5.2	2025 年 7 月 1 日までの間
2025 年度分	本割当株式数×1/5.2	2026 年 3 月期に係る定時株主総会の開催日までの間
2026 年度分	本割当株式数×3.2/5.2	2027 年 3 月期に係る定時株主総会の開催日までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

①対象執行役員が、本割当契約において別途定める期間（ただし、前項に定める各本譲渡制限期間を超えないものとする。以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、執行役員又は当社の子会社の代表取締役の地位（以下「本地位」という。）にあることに加え、②各事業年度末日時点において、中期経営計画（2022 年度-2026 年度）において目標として設定した当該中期経営計画期間中の単年度連結営業利益額、単年度連結営業利益率、又は、累積連結営業利益額の経営目標数値を上回ることを条件として、各本譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 役務提供期間中に退任した場合の取扱い

上記（2）①にかかわらず、対象執行役員が、役務提供期間中に、死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、(i) 当該喪失の日を含む年度の単年評価分については、当該年度において、上記（2）②の条件が達成されることを条件として、当該年度における各本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該各役務提供期間における役務提供開始日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。）に、対象執行役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を 5.2 で除した数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（ただし、2026 年度分は単年度連結営業利益額と単年度連結営業利益率の経営目標数値毎に当該計算を行い、2 つの経営目標数値をいずれも上回る場合は合算した株式数とする。）につき、本譲渡制限を解除し、加えて (ii) 最終年度の累積評価分について、上記（2）②のうち累積連結営業利益額に係る条件が達成されることを条件として、最終年度の各本譲渡制限期間が満了した時点をもって、2024 年 4 月から当該喪失の日を含む月までの月数を 36 で除した数（ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。）に対象執行役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を 5.2 で除し、1.2 を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、(i) 当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む年度の単年評価分については、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該年度の各役務提供期間における役務提供開始日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。）に、対象執行役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を 5.2 で除した数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（ただし、2026 年度分は単年度連結営業利益額と単年度連結営業利益率の経営目標数値毎に当該計算を行い、合算した株式数とす

る。)につき、本譲渡制限を解除し、加えて (ii) 最終年度の累積評価分については、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2024 年 4 月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 36 で除した数 (ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。) に対象執行役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を 5.2 で除し、1.2 を乗じた数 (ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。) の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024 年 6 月 24 日 (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 823 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上